

令和6年度 放課後児童健全育成事業及び施設整備に係る補助金支出予定額

放課後児童健全育成事業及び施設整備に係る市からの補助金額は次の予定です。本資料に記載の金額を補助することを確定しているものではありませんので、ご注意ください。

【放課後児童健全育成事業の実施に係る補助金】

1 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所

(1) 基本額

支援の単位ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額に放課後児童健全育成事業実施月数を12で除した数を乗じて得た額

| 利用する児童の数 | 補助金額 |
|------------|---|
| 19人以下 | 2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 |
| 20人から35人まで | 4,734,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 |
| 36人から45人まで | 4,734,000円 |
| 46人から70人まで | 4,734,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×69,000円 |
| 71人以上 | 2,917,000円 |

2 加算額（事業実施月数が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に事業実施月数を12で除した額を乗じた額とする）

(1) 開所日数加算

児童クラブの開所日数が251日から300日までの250日を超える日数につき加算することとし、19,000円に超過日数を乗じた金額を加算する。

対象日数に含まれる開所時間については、以下に定める時間以上を原則とし、当該事業者ごとに定めるものとする。

(ア) 小学校の授業の休業日 1日につき8時間

(イ) 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間

(2) 長時間開所加算

次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれに定める額を加算する。

(ア) 放課後児童健全育成事業を1日8時間を超えて実施し、かつ午後6時を超えて開所する場合 午後6時を超える時間の年間平均時間数に支援の単位ごとに409,000円を乗じて得た額

(イ) 放課後児童健全育成事業を学校の休業日において実施し、1日8時間を超えて開所する場合 1日8時間を超える時間の年間平均時間数に支援の単位ごとに184,000円を乗じて得た額

(3) 障害児受入加算

障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する場合には、2,009,000円を加算する。

(4) 障害児受入強化加算

障害児を3人以上受入れる場合であって、障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を2人以上配置するときは、2,000,000円を加算する。

(5) 送迎支援加算

学校敷地外にある児童クラブ施設の送迎について、児童の健全育成等に関心を持つ地域のシニア、主婦等による児童の付き添い又はバス等による送迎を行う場合は、521,000円を加算する。

(6) 処遇改善加算

児童について家庭、学校等との連絡、情報交換等の育成支援を主として行う職員を配置する場合にあっては1,678,000円（当該職員が常勤職員であって、かつ育成支援において地域との連携、協力等を行う場合は3,158,000円）を加算する。

(7) キャリアアップ処遇改善加算

次に定める経験を有する職員を配置する場合に、それぞれに定められた額を加算する。
1 支援につき919,000円を上限とする。

| 対象職員 | 補助金額 (対象職員1人当たり) |
|---|---------------------|
| 放課後児童支援員 | 131,000円 |
| 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修（資質向上研修）を受講した者 | 263,000円 |
| 一定の研修（資質向上研修）を受講し、かつ概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者 | 394,000円 |

(8) 処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）加算

児童クラブ（1支援の単位）ごとに、補助基準額(11,000円)を基に、以下の算式により算定された額を加算する。

補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数

(9) 児童クラブ施設借上加算

放課後児童健全育成事業を行うために土地又は施設を借り上げる場合には、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（その額が月額250,000円を超えるときは、月額250,000円とする。）を加算する。

| 運営年数 | 補助金額 |
|-------|--------------------|
| 1年目 | 賃借料に2分の1を乗じて得た額 |
| 2年目 | 賃借料に10分の3を乗じて得た額 |
| 3年目以降 | 賃借料に100分の15を乗じて得た額 |

【施設整備に係る補助金】

| 費用項目 | 内容 | 補助金額 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------|
| 施設整備に係る経費 | 改修費、設備の整備・修繕及び備品購入等及び開所前月分の賃借料に係る経費 | 12,600,000円 (上限額) |

※算出された合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。